**介護保険特定福祉用具・住宅改修費の受領委任払取扱事業者の登録について**

　かすみがうら市では、介護保険特定福祉用具販売及び住宅改修の利用者の一時的な経済負担を軽減するため、事業者に保険給付分をお支払いする受領委任払いを実施しています。

　受領委任払いは、かすみがうら市に受領委任払いの取扱事業者として登録された事業所が利用できます。

　事業者の届出及び登録については下記をご覧ください。

１．届出の受付

千代田庁舎介護長寿課で随時受け付けます。（担当者不在の場合がありますので、事前に連絡をお願いいたします。）

２．届出に必要な書類

1. かすみがうら市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録届出書（様式第１号）
2. かすみがうら市介護保険住宅改修費等受領委任払に係る取扱誓約書（様式第２号）
3. 特定福祉用具販売の場合は、都道府県知事から交付された特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）の事業所指定に関する通知の写し
4. 住宅改修の場合は、建設業に係る国土交大臣又は都道府県知事の許可に係る通知の写し（建設業許可通知書又は建設業許可票の写し等）、又は福祉住環境コーディネーター有資格者の資格を要する書面の写し。
5. 事業者の特定福祉用具販売及び住宅改修の実施履歴・実績一覧表（任意の様式）
6. 事業所のパンフレット等

３．登録事業所の公表について

届出をした事業者については、市で審査のうえ、個別に結果を通知するとともに、受領委任払取扱事業者として市ホームページに掲載します。

４．届出事項に変更があったとき

　かすみがうら市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者登録変更届出書（様式第４号）を提出してください。

５．事業を廃止、休止又は再開したとき

　かすみがうら市介護保険住宅改修費等受領委任払取扱事業者（廃止・休止・再開・登録抹消）届出書（様式第５号）を提出してください。

６．かすみがうら市介護保険福祉用具購入・住宅改修費受領委任払取扱事業者一覧